

○大分市普通河川占用、使用及び採取料条例

昭和40年3月31日
条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、大分市普通河川取締条例(昭和38年大分市条例第54号。以下「取締条例」という。)第11条の規定に基づき、普通河川の占用、使用及び採取料(以下「料金」という。)の額及び徴収方法について必要な事項を定めるものとする。

(料金の算定)

第2条 料金は、別表のとおりとし、次の各号に掲げる方法により算定する。

(1) 取締条例第7条に規定する許可を受けた期間(以下「許可期間」という。)が1月に満たないときは、日割とし、1年に満たないときは、月割(1月未満は1月とする。)とする。

(2) 占用、使用又は採取数量中単位未満の端数部分についてはこれを1単位とする。

(3) 1件の料金の額が100円未満のときは、これを100円とする。

2 前項に規定する別表によりがたいものの料金はその都度市長がこれを定める。

(料金の減免)

第3条 市長は、特別の理由があると認める場合においては、前条の規定にかかわらず料金の一部又は全部を減免することができる。

(料金の徴収)

第4条 料金は、許可の際徴収する。ただし、許可期間が1年を超えるときは、その初年度分については許可の際に、次年度以降の分については当該年度分をその年度の5月末日(その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日)までに徴収する。

2 前項ただし書の場合において料金が特に多額であるとき又はその他の理由により一時に全額を徴収することが困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、次年度以降の分に限り、これを年2回に分割して徴収することができる。

(平元条例30・一部改正)

(料金の不還付)

第5条 既納の料金は、還付しない。ただし、法令の規定又は許可の条件に基づく処分により占用、使用又は採取を取り消し若しくは停止し、又は数量に制限を命じたときは、既納料金のうち、その翌月以降の分は還付することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

2 この条例施行の日の前日までに、従前の規定により料金の徴収額を決定したもので、占用、使用及び採取等の許可期間が、昭和40年4月1日以降に及ぶものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和50年条例第53号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第42号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の条例別表の規定は、施行日以後の占用許可に係る料金について適用し、施行日前の占用許可に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成元年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市普通河川占用、使用及び採取料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用許可に係る料金について適用し、施行日前の占用許可に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第97号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第84号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第39号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市市民行政センター条例、大分市市民センター条例、ホルトホール大分条例、コンパルホール条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市宇曾山荘条例、大分市葬斎場条例、大分市都市公園条例、大分市漁港管理条例、大分市普通河川占用、使用及び採取料条例、大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例、大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例、大分市レンタサイクル条例、大分市公民館使用料徴収条例、大分市歴史資料館条例、大分市立少年自然の家条例、大分市いまいち山荘条例、大分市河原内陶芸練習館条例、大分市美術館条例、アートプラザ条例、大分市立学校体育館等使用料条例、大分市今市健康増進センター条例、大分市営陸上競技場条例、大分市営温水プール管理条例、ハウス大分川条例及び大分市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金(指定管理者が収入する利用料金を除く。以下この項において同じ。)について適用し、同日前の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

(平5条例29・全改、平16条例97・平24条例84・平25条例39・一部改正)

(1) 占用料、使用料

種類	単位	料金年額(単位円)		摘要
		1級地	2級地	
電柱	1本	890	890	
電話柱	1本	330	330	電柱であるものを除く。
鉄塔	1本	1,130	1,130	
建築物	1平方メートル	1,410	410	用途を問わず柱建、屋根葺のもの
通路及び通路橋	1平方メートル	1,130	260	幅4メートル以下のものを除く。
物置場	1平方メートル	260	120	
作業場	1平方メートル	70	40	屋根のないもの

	トル			
広告板	1板	2,830	1,410	板面2平方メートル未満のもの
	1板	5,670	2,830	板面2平方メートル以上のもの
広告塔	1基	22,730	11,360	最大径1.5メートル未満であって高さ5メートル未満のもの
	1基	42,220	22,730	最大径1.5メートル以上又は高さ5メートル以上のもの

備考

1級地 市街化区域

2級地 市街化区域以外の区域

(2) 採取料

種類	単位	料金 (単位円)	備考
砂	1立方メートル	97	
砂利	1立方メートル	154	
れき	1立方メートル	77	
栗石	1立方メートル	169	
転石	1個	20	径20センチメートル以上60センチメートル未満
	1個	56	径60センチメートル以上90センチメートル未満
	1個	61	径90センチメートル以上
かや	1束	20	1束は長さ周囲とも1メートルとする。
笹・柴類	1束	36	樹木、竹は時価により評価する。